

7保第1245号
令和8年1月22日

岡崎市子ども・子育て会議
会長 小原 倫子 様

岡崎市長 内田 康宏

特定教育・保育施設の利用定員について（諮問）

特定教育・保育施設の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、別添のとおり貴会の意見を求めます。

(担当：こども部保育課 保育施策係 電話 23-7230 FAX23-6540)

認定こども園及び新制度幼稚園の利用定員について

令和 8 年度から認定こども園及び新制度幼稚園に移行する旨の申請のあった私立幼稚園の利用定員の設定について、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、子ども・子育て会議の意見を聴取いたします。

1 利用定員の設定について

(1) 定員の設定

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で、施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業について、施設型給付費（委託費）の支給対象として確認する際に、その単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分ごとに 0 歳、1 歳、2 歳、及び 3～5 歳の別に定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業として位置付けられます。

◆特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関する基準

施設の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分※	備考
認定こども園	20 人以上	1号、2号、3号	3号については、年齢ごとの区分
幼稚園	規定なし	1号	—
※教育・保育給付認定区分 1号：教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども 2号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども 3号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳未満の小学校就学前子ども			

（岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）

(2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、地域における需要や施設ごとの利用見込み等の状況を踏まえて、市で調整をしたうえで設定します。

2 対象となる法人、施設の概要、利用定員案について

名称	たつみ幼稚園	所在地	岡崎市緑丘1丁目2番地3
設置者名	学校法人白菊学園	設置者所在地	岡崎市緑丘1丁目2番地3
施設形態	幼稚園型認定こども園	認可定員	400人
事業開始 予定日	令和8年4月1日	利用定員案	【1号】170人 【2号】145人 【3号】15人 (0歳1人、1歳6人、2歳8人)

名称	みそのマリア幼稚園	所在地	岡崎市明大寺町字向山2番地120
設置者名	学校法人 名古屋カトリック学園	設置者所在地	名古屋市東区主税町3番地33番
施設形態	幼稚園（新制度）	認可定員	209人
新制度移行 予定日	令和8年4月1日	利用定員案	【1号】150人

認定こども園の類型について

認定こども園には4つの類型があり、法的位置付けや求められる職員の資格要件は異なるものの、0～5歳の保育認定を受けた子ども及び教育認定を受けた満3歳以上の子どもを対象とした施設であるという点は共通しています。

<内閣府資料（令和4年）>

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

<市内の認定こども園>

- ・幼保連携型：(公立)梅園こども園、広幡こども園、矢作こども園 (私立)みやこ幼稚園、やはぎみやこ認定こども園
- ・保育所型：(公立)豊富保育園、形埜保育園